

京都市告示第602号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年2月14日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
深草経78の 1号線	伏見区深草大亀谷大山町94番地の1地 内	旧	メートル 16.00	メートル 4.03 ~ 8.50
		新	16.00	4.03 ~ 8.50

(建設局土木管理部道路明示課)